

下呂市成年後見支援センターだより

1号

下呂市成年後見支援センターでは、認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由により、自分ひとりでは契約や財産管理などをすることが困難な状態にあっても、安心して暮らしていけるように成年後見制度の利用に関する相談や調整のお手伝いを行います。



このような困りごとや
心配はありませんか？



財産

物忘れがあり、通帳や印鑑の保管、銀行の引き出しなど、自分のお金を管理することが心配。

契約

離れて暮らす親が訪問販売や悪質商法で不当な契約をしていないか心配。

制度

施設入所や福祉サービスを利用したいが自分では手続きが難しい。
成年後見制度を詳しく知りたい。

将来

自分に何かあった時に障がいのある子どものことが心配。
今は元気だが、将来の生活や財産管理に心配がある。

成年後見制度とは

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で、判断能力が十分ではない方が、契約行為や財産管理をするときなどに不利益が生じないように、法的な権限を与えられた後見人等が本人の意思を尊重しながら生活状況や身体状況を考慮して、生活や財産を守る権利です。

成年後見制度のしくみ

判断能力がすでに十分ではない場合に利用する『法定後見制度』と将来に備えて利用する『任意後見制度』があります。

法定後見制度 …今すぐにも支援が必要な方

後見	判断能力がほとんどない方 ●一人ではほとんど何も判断ができない
保佐	判断能力が著しく不十分な方 ●買い物など日常生活で支障が出ることが多い ●判断がしっかりしている時もある
補助	判断能力が不十分になり始めている方 ●物忘れが多くなった ●自分の判断に自信がなくなってきた

任意後見制度 …将来の不安に備えたい方

本人に十分な判断能力があるうちに、あらかじめ誰に、どんな支援をしてもらいたいかを決めておく制度です。

成年後見人等のしごと

- 金銭に関する支援(財産管理)
預貯金を管理して引き出しや振り込みをします。
- 生活に関する支援(身上保護)
本人を代理して福祉サービスの利用契約や入退所の手続きを行います。

下呂市成年後見支援センターの業務

広報・啓発

『成年後見支援センター』の役割や『成年後見制度』を知っていただくために制度の理解や普及を図ります。

相談

お電話や窓口で困りごとについて相談に応じます。相談内容によって必要な関係機関と連携します。

利用支援

申立て手続きにお困りの方には必要な書類の説明や内容確認等の支援を行います。

お問い合わせ先

下呂市成年後見支援センター

〒509-2517 下呂市萩原町萩原 1166-8 星雲会館 福祉部 社会福祉課内
【電話】 0576-52-3936 【メール】 seinenkoken.gero@gmail.com